独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成16年度に係る業務の実績に関する評価

# 全体評価

# ①評価を通じて得られた法人の今後の課題

- ○国立大学財務・経営センターの設置目的である国立大学等における教育・研究の振興に資するため、国立大学 法人等における施設整備に必要な資金の貸付け・交付、国立大学法人等の財務及び経営に関する調査研究、研 修等の業務活動については、中期目標の達成に向け、年度計画に従い概ね着実に実施されている。
- ○今後は、国立大学法人等に対する支援を更に充実・推進するため、調査・研究事業、セミナー・研修・シンポジウム事業及び共同利用施設の管理運営事業等について、その周知や利活用の状況に関する国立大学法人等の実態をさらにきめ細かく確認するとともに、その結果を今後の事業展開へとフィードバックすることが望まれる。また、情報提供・協力助言等の業務について、国立大学法人等のニーズを一層的確に把握することが望まれる。

## ②法人経営に関する意見

- ○国立大学法人等の財務・経営面での支援を、独立行政法人という制度のメリットを活かし効果的・効率的に行うため、組織体制や業務分担の見直しや、経費の削減・効率化を行う等、理事長のリーダーシップの下、一丸となって取り組んでいる姿勢が伺われる。
- 〇国立大学法人等に対するセンターの役割をより一層果たすため、国立大学法人等にとって有益な情報提供を積極的に行うことや、平成17年度に予定されている債券発行を確実に実施するよう、引き続き職員の意識改革の推進やセンターの機能充実を図る等、更なる取組みを期待したい。

※「③特記事項」については特になし

# 独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成16年度に係る業務の実績に関する評価

# 項目別評価総表

項目名	中其	月目標期間	中の評価	の経年変	化*	項目名		月目標期間			
<u> </u>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	7,11	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
1 業務内容の精査、組織の見直し状況	Α					①文部科学大臣の定める施設整備計 画に基づく施設費の貸付	А				
2 業務内容の見直し、外部委託の推進 等による効率化	Α					②償還確実性の審査	Α				
3 事務情報化の推進、事務処理の効 率化	Α					③施設費貸付事業の財源調達	Α				
4 業務の効率化	$A^+$					④債権を確実に回収するための取組	А				
①一般管理費に係る効率化の実施状況	$A^+$					⑤文部科学大臣の定める施設整備計 画に基づく施設費の交付	A				
②事業費に係る効率化の実施状況	$A^+$					⑥適正な事業実施を確保するための 取組	А				
③大学共同利用施設の管理運営費に 係る効率化の実施状況	Α					3 寄附金の受入れ及び配分	В				
1 国立大学法人等の財産管理等に関 する協力・助言	Α					4 高等教育財政及び国立大学法人等 の財務・経営に関する調査研究	А				
①各国立大学法人等の共通課題の 処理実績の収集等	Α					①アンケート調査の分析と情報提供	Α				
②財産管理に関する法律相談等	А					②法人化後の財務・経営についての 情報収集	Α				
③研究協議会の実施	В					③大学の予算獲得等についての日米 の比較研究及び研究成果の公開	Α				
④処分促進方策調査協力者会議の 開催及び助言の実施	Α					④国立大学法人の財務・経営に関す る比較分析の予備的検討	Α				
⑤財産処分関連業務の実施	Α					⑤IMHE事業の参加及び内外の関係 機関との交流協力	Α				
2 施設費貸付事業及び施設費交付事 業	А					⑥研究会・シンポジウム等の開催及 び研究紀要等の刊行	Α				
5 セミナー・研修事業の開催	А					②東京大学跡地の売却に向けた取組	А				

①大学トップマネージメントセミナーの 実施	А	-	10 承継債務の確実な徴収及び償還	Α		
②大学財務・経営セミナーの実施	А	i	適正な予算の執行状況	Α		
③大学職員スキルアップ研修の実施	A <sup>+</sup>		自己収入の確保	В		
6 国立大学法人等の財務・経営の改善 に資する情報提供の実施	А		①適正な利用料の徴収及び利用率向 上に向けた取組	В		
①調査研究の成果の提供	А		②国立大学法人等からの受託事業増 加に向けた取組	В		
②財務・経営に関するガイドブックの 作成・配付	А	á	短期借入金の借入	_		
③説明会・シンポジウム・講演会の開催	А	1	重要な財産の処分等	_		
7 財務・経営の改善に関する協力・助言	А	ŧ	剰余金の使用状況	_		
①財務・経営に関する情報提供及び 経営相談などの協力・助言	А		人事管理の状況	Α		
②リユースシステムのPR及び成功事 例の紹介	А		①柔軟な組織体制の構築及び人事交 流の実施	Α		
8 大学共同利用施設の管理運営	В		②専門的研修事業等の活用	Α		
①学術総合センター共用会議室の管 理運営	В		③人事管理の状況	Α		
②キャンパスイノベーションセンターの 管理運営	А	ı	中期目標期間を超える債務負担の状況	А		
9 旧特定学校財産の管理処分	А					
①大阪大学跡地及び広島大学跡地の 処分に向けた取組	А					

<sup>※</sup>当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
収入						支出					
運営費交付金	563					センター事業費	290				
産学協力事業収入	203					一般管理費	234				
長期借入金等	54,404					産学協力事業費	192				
財産処分収入納付金等	32,676					施設費貸付事業費	54,404				
承継債務負担金等収入	104,391					施設費交付事業費	6,414				
不動産処分収入	7,019					承継債務等償還金	108,200				
不動産貸付料収入	599					その他の支出	3				
雑収入	9										
計	199,864					計	169,737				

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
費用						収益					
経常費用	41,182					経常収益	38,783				
業務費	6,934					運営費交付金収益	494				
施設費交付金	6,414					共同利用施設貸付料収入	192				
減価償却費	70					処分用資産賃貸収入	599				
その他経費	450					処分用資産売却益	3,448				
一般管理費	224					寄付金収益	1				
減価償却費	3					資産見返負債戻入	72				
その他経費	221					財務収益	33,971				
財務費用	34,024					運用利息	6				
長期借入金支払利息	107					長期貸付金受取利息	107				
承継債務支払利息	33,917					承継債務負担金債権受取利息	33,858				
臨時損失	48					雑益	6				
						臨時利益	58,736				
計	41,230					計	97,519				
						純利益	56,289				
						目的積立金取崩額	_				
						総利益	56,289				

※平成16年度の臨時利益には、旧国立学校特別会計の剰余金等の受入れを含む。

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出	92,374					業務活動による収入	145,463				
投資活動による支出	57,886					投資活動による収入	27,764				
財務活動による支出	77,129					財務活動による収入	54,404				
翌年度への繰越金	244					前年度よりの繰越金	2				
計	227,633					計	227,633				

### 【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資産						負債					
流動資産	135,431					流動負債	79,161				
固定資産	916,007					固定負債	906,646				
						負債合計	985,807				
						資本					
						資本金	9,602				
						資本剰余金	△ 260				
						利益剰余金	56,289				
						(うち当期未処分利益)	56,289				
						資本合計	65,631				
資産合計	1,051,438					負債資本合計	1,051,438				

### 【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
Ι	当期未処分利益	56,289				
	当期総利益	56,289				
	前期繰越欠損金	_				
П	利益処分額	56,289				
	積立金	21				
	国立大学財務・経営センター法 第15条積立金	56,268				
	独立行政法人通則法第44条 第3項により主務大臣の承認 を受けた額	_				
	目的積立金	_				

### 【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:人)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
役員	3				
役員(非常勤)	1				
研究職員	4				
事務職員	22				
計	30				

### 独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成16年度に係る業務の実績に関する評価

### 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中期計画	年度計画	評価指標又は評 価項目	評価基準 A B C	指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
1 業務内容を精査し、必要に応 じて組織の見直しを行う。	1 業務内容を精査し、必要に応 じて組織の見直しを行う。	業務内容の点検 及び組織の見直 し状況	法人の自己評価を参考にし つつ定性的評価を実施し、委 員の協議により評定を決定 (以下「委員の協議により評 定を決定」と表記する)	援・研修課)制として発足したが、その後、業務内容の変更に伴い、逐次	A	○平成17年度から新たに発行する予定である国立大学財務・経営センター債券の諸準備のため、組織体制の見直しと業務分担の見直しが適切に行われたと評価できる。次年度以降においても、今年度の業務の実績を踏まえ、業務内容の精査を行い、不断の見直しを心がけるべきである。
2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。	2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。	及び外部委託の 検討・実施状況	委員の協議により評定を決定	○大学共同利用施設(学術総合センター共用会議室及びキャンパス・イ/ベーションセンター)の平日、土・日、祝日の受付・窓口を等務及び学術総合センター共用会議室の利用に係る平日、土・日、祝日の昼・夜間の会場設営等管理業務について、外部委託とした。 ○大学共同利用施設の管理運営業務については、法人化に伴い、有料化を図って新たな業務として開始したものであり、また、この業務を担当する職員は法人化発足時に増員されていない。さらに、この業務に要お経費の支出は、予算上賃料収入の範囲内に限定されている。このことから、この業務の実施に当たっては、当初より職員が実施することは考慮しておらず、収入の範囲内の経費で、いかに利用者のニーズに応えていくかという観点から外部委託を実施しており、本年度は職員を増加させず目的を達成した。 ○具体的には、収入の状況を勘案しつつ、当初(4月)は平日の受付業務を外部委託し、途中(11月)から土・日、祝日の受付と会場設営業務等を追加した。来年度は、収入見込みとの関係に留意しつつ、コスト削減が可能かどうか、あるいはコストを維持してサービスの向上が可能かどうかについて契約内容を検討中である。	A	○大学共同利用施設に関して、当初の計画通り、外部委託により事業を円 滑に実施した点については評価できる。今後は、業務の効率化や更なる サービスの向上のため契約内容の見直し等更なる検討が望まれる。
3 事務情報化を推進し、事務処 理のより一層の効率化を図る。	3 事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。		委員の協議により評定を決定	○連絡等に関する周知資料のコピーは原則行わないこととし、具体的には ①役員等の日程の周知、②職員への事務連絡や諸報告などできる限り e メール及び共用ファイルを活用して、事務処理の効率化、利便性の向上を 図るとともに、ペーパーレス化につなげた。 ○ e メールにおける諸連絡は、すべての役職員に対して発しており、職員 全員が活用するとともに、役員にとっては、職員への周知内容の確認のた め活用されている。また、共用ファイルは、業務内容に応じて関係部署の 職員がこのツールを活用している。 ○大学共同利用施設の予約状況についての会議室別・日時ごとの利用者の 確認と希望登録ができるようホームページ上にサイトを構築するととも に、請求書の作成・発行機能を付加させるなど事務処理の効率化を図っ た。	A	○事務連絡の電子化、共同利用施設の利用に係るホームページの活用等、 事務情報化の推進・事務処理の効率化については、中期計画の達成に向け 成果をあげていると思われる。今後は、更なる効率化のため、センター自 ら事務効率化の評価基準を設定することが望まれる。

中期計画	年度計画	評価指標又は評		評価基準		<b>化棒型は流圧体ロに分子で</b> 中	評定	定性的評価・留意事項等
中期計画	<b>年及</b> 計画	価項目	А	В	С	指標又は評価項目に対する実績	計化	
4 運営費交付金を充当して行う 業務については、既存事業の徹 底した見直し、効率化を図る。 このため、一般管理費 (退職手 当を除く。)に関し、計画的な 削減に努め、中期目標の期間 中、毎事業年度につきる%以上 の削減目標を達成するほか、そ の他の事業費 (退職手当を除	4 運営費交付金を充当して行う 業務については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。 このため、一般管理費(退職手 当を除く。)に関し、計画的な削減に努め、3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事 業費(退職手当を除く。)にて、1%以上の業務の効率化	(下記の状況を 踏まえ、本項目 の総合評価)	委員の協議	養により評	定を決定	○文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画の予算に、一般管理費3%の削減及びその他の事業費1%の効率化が盛り込まれており、年度計画に掲げる予算について適正に執行することにより、所期の計画以上の削減・効率化が達成された。 ○具体的には業務全般についての削減・効率化に対する職員の意識改革に努め、業務運営を実施したところであり、一般管理費で4.7%、事業費で3.2%の削減・効率化が実施された。	$A^+$	○中期計画に記載された目標を大きく上回る経費の削減・効率化が達成されており、特に優れた成果をあげていると認められる。 の今後とも国立大学法人等の財務・経営面での支援を行うというセンターの役割をしっかりと果たしつつ、経費削減・効率化を進めることが重要である。
く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図る。	を図る。また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図る。	①一般管理費に 係る効率化の実 施状況	上		満	○一般管理費については、法人化初年度であり、計画的な予算執行が困難であったことから、建物の清掃・警備等の管理費用、光熱水料費用、ネットワーク・会計システムの保守料、会計監査法人への委託料等、業務上最低限必要な経費を確保することを念頭に事業を実施した結果、一般管理費について4.7%の削減・効率化が実施された。	A <sup>+</sup>	○中期計画に記載された目標を大きく上回る経費の削減・効率化が達成されており、特に優れた成果をあげていると認められる。
		②事業費に係る 効率化の実施状 況	上	1. 0%以 上1. 2% 未満	1. 0%未 満	○事業費については、法人化初年度であり、新たな業務を実施することとなったことから、新たな事業にどのような業務が発生するのか、それに要する経費がどの程度必要なのかについて、事業実施のスケジュールに沿って個別に検討を重ねて実施して行かざるを得ない状況であったことから、年度計画を達成しつつ、赤字とならないよう経費の抑制を常に念頭において進めてきた結果、事業費について3.2%の削減・効率化が実施された。	A <sup>+</sup>	<ul><li>○中期計画に記載された目標を大きく上回る経費の削減・効率化が達成されており、特に優れた成果をあげていると認められる。</li></ul>
		③大学共同利用 施設の管理運営 費に係る効率化 の実施状況	委員の協議	義により評		〇当該施設の管理運営費の効率化については、一般管理費及び事業費と同様に職員の意識改革を図るとともに、外部委託を実施して効率化を図った。 〇職員の意識改革に当たっては、①一定の効率化が必要であり、コスト意識を持つこと、②大学共同利用施設の管理・運営に関しては、運営費交付金とは切り離され、貸付料収入をもって経費の支出を行わなければいけないこと、③後年度負担も考慮しつつ、目標・サービスの達成を行わなければならないこと等について、業務を通じて繰り返し周知した。	A	○当初計画通り、職員の事務負担を増加させず外部委託により大学共同利用施設の管理・運営を実施したこと、会場設営業務等のサービスの向上に努めたことは評価できる。 ○翌年度以降においては、本年度の実績額をベースに、経費の削減・効率化の具体的な説明が望まれる。

### 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

		評価指標又は評		評価基準				
中期計画	年度計画	価項目	A	В	С	指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
1 国立大学法人等の財産管理、 財産処分及び財産の有効活用に 関する協力・助言	1 国立大学法人等の財産管理、 財産処分及び財産の有効活用に 関する協力・助言	財産管理、財産の対策を関しています。財産の対策を対する協力・財産の対策を関する協力・財産の対策の対策を対策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	委員の協議	<b>養により評</b>	定を決定	○国立大学法人等の財産管理に関する協力・助言については、これまでの 国立大学からの相談や財産管理等研究会の開催実績によるノウハウを活か して適切に対応したが、財産処分についての相談や求めは、国立大学法人 等における重要財産の処分は中期計画の変更認可を必要としていること等 もあり、具体的な処分等に関する相談等はなかった。	A	○国立大学法人等における土地等の財産は、国立大学法人化移行時に教育・研究上必要な土地に限って出資されており、国立大学が法人化して初年度という本年度の状況を勘案中れば、土地の処分に関する具体的な相談等がなかったことは、やむを得ないと考えられる。 ○その一方で、財産管理に関する相談については、顧問弁護士による対応を行うなど、適切に実施されたと評価できる。 ○今後は、センターとして、各国立大学法人の財産管理・財産処分に関する問題点・今後の意向等情報収集するなど、より積極的な働きかけが望まれる。
① 財産管理に関する協力・助言 国立大学法人等の適切な財産 管理に資するため、各大学が抱 える共通の課題につけるとより、を を行うとともに、個別問題の専 門家を活用した法律相談等を行 い、適。 さらに、国立大学法人等関係 者を対象と相でする等により、協 力・助言を行う。	① 財産管理に関する協力・助言 国立大学法人等の適切か財財 管理に関するため、各大学を を行っため、各大学、その 処理実績とともに、「情報の題の解 決のため、求めに近い外等的 が、適に、「ないと法律相談等的 が、る。 さらに、国立大学法人等関係 者を対象とする研究的議 者を対象とする。 したより、協 のにより、協 のにより、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに	人が抱える共通 課題の処理実績 の収集及び情報	委員の協議	歳により評	定を決定	○国立大学法人からの財産管理に関する相談については、道路拡張に伴う 土地処分や建物補償の方法、土地売却に伴う下水道管移設費用の負担の在 り方など20件あり、これら相談については、センターにおける情報収集 によるノウハウを活かして適切に対応した。 ○また、現在、本年度における相談を含めこれまでに蓄積した情報や処理 実績を類型別に整理しているところであり、引き続き作業を進め、来年度 以降、上記の情報収集や処理実績を集積しつつ、各大学共通の課題となっ ている事項等について取りまとめ、会議等を通じて情報提供を行うととも に、各国立大学法人等への配布を予定している。	A	○道路拡張に伴う土地の処分等、財産管理については各大学の所在する地方自治体等の関係もあることから、きめ細かい情報収集と対応が必要と考えられ、そのような大学のニーズに適切に対応していると考えられる。また、翌年度へ向けての情報集積も着実に実施されていると考えられる。
		②法律相談等の 実施状況	委員の協議	<b>養により評</b>	定を決定	○国立大学法人からの財産管理に関する相談(20件)のうち、高度かつ専門的な内容となる法律相談については、11件であった。 ○これらについては、不動産関係諸法及び財務関係に精通している顧問弁護士で対応しており、センターを通じて原則として、具体的な判例など文書対応により行い、大学側の理解を得るまで行った。 ○今後、出張等の機会に聞き取り調査を行い、大学の理解度・満足度等を検証することを検討している。	A	○顧問弁護士による対応を、原則文書により大学の理解が得られるまで行うことで、大学の満足度も非常に高いものと考えられ、適切に実施されていると考えられる。
		③研究協議会の 実施状況	し、研究協	2回を一応 協議会の内 協議により	容を踏ま	○国立大学の法人化初年度であり、各大学では承継財産の登記等に極めて 忙しいという状況も考慮し、本年度の実施を見送った。 ○なお、来年度以降については、例えば、債券発行の仕組みなど財務管理 に関しての国立大学等のニーズを踏まえ、開催することを予定しており、 また、その開催回数については、国立大学等からの要請等を踏まえ、国立 大学等の負担も考慮しつつ適切に対応することを検討している。	В	<ul> <li>○本年度の特殊事情を勘案すれば、開催を見送ったことは適切な対応と評価できる。</li> <li>○次年度以降は、国立大学等からのニーズ・要請を踏まつつ、国立大学等の負担も考慮しながら内容・開催回数等適切に行うことが必要であろう。</li> </ul>

	k mil =	評価指標又は評	評価基準	<b>#</b>		+m etc	
中期計画	年度計画	価項目	A B	С	- 指標又は評価項目に対する実績 	評定	定性的評価・留意事項等
② 財産処分に関する協力・助言 ア)国立大学法人等の処分可能 財産の管理、処分について、求めに応じ民間の専門家等からなる処分促進方策調査協力を設議を開催し、不の結果を踏まえ専門的技術的助言を行う。 イ)承継された旧特定学校財産の処分を通して蓄積したノラハウを活用し、国立大学法人等場	ア) 国立大学法人等の処分可能 財産の管理、処分について、求 めに応じ民間の専門家等からな る処分促進方策調査協力者会議 を開催し、その結果を踏まえ専 門的技術的助言を行う。 イ) 承継された旧特定学校財産 の処分を通して蓄積したノウハ ウを活用し、国立大学法人等か	調査協力者会議の開催及び助言の実施状況	<b>委員の協議により</b>	評定を決定	○各国立大学法人等における重要財産の処分については中期計画の変更認可を必要としていること等もあり、具体的な処分等に関する相談等はなかったが、センター所有の旧特定学校財産(広島大学本部地区跡地)の処分について、処分促進調査協力者会議を開催し、処理方法に関する専門的知見を得た。 ○本年度の当該協力者会議においては、入札の際の入札公示書への記載内容について検討し、企業が入札に参加しやすい方策を講じたため、結果として、入札説明会には約100名もの出席があり、9社が応札した。 ○今後、このような効果があるような方策について検討し、関係大学に対して伝えていくことを検討している。	А	○今年度は、国立大学の法人化初年度であり、具体的な相談はなかったが、センターの土地処分に関して当該調査協力者会議を活用し助言を得たことは有効であり適切な対応であったと評価できる。
らの委託を受けて財産処分関連 業務を行う。	らの委託を受けて財産処分関連 業務を行う。	⑤財産処分関連 業務の実施状況	委員の協議により	评定を決定	○この仕組みは、これまで国立大学法人等の担当者には会議等において説明してきたところであるが、大学等からの要請がなかったものである。来年度もこの仕組みについて、研究協議会等でより一層のPRに努めることとしている。	А	○これまで国立大学等の土地は国有財産であり、その処分事務については 財務局に委任してきたところであるが、今後は、それらの事務全て当該国 立大学法人等において行わなくてはならないため、これまでセンターが蓄 積してきた財産管理・処分に関するノウハウを有効に活用することは、国 立大学法人にとって非常に有益であり、受託のための取組みについても一 定の評価ができる。 ○今後は、更なる積極的なPRが望まれる。
2 施設費貸付事業及び施設費交 付事業	2 施設費貸付事業及び施設費交付事業	施設費貸付事業付付事業付付事業の実施状況を事業の実施状況を 事業の実施状況を 路まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により 	 	<ul> <li>○施設費貸付事業及び施設費交付事業について、文部科学大臣の定める施設整備等に関する計画に基づき、それぞれ円滑に実施した。</li> <li>○貸付事業については、平成16年7月に対象大学を集め、説明会を実施し、貸付規程や手続きについて詳細に説明した。</li> </ul>	A	○施設費貸付事業及び施設費交付事業は、財政融資資金からの借入金や土地処分収入等を活用し、国立大学法人等全体施設・設備整備を計画的・安定的に行うため、国の政策上重要な事業である。これらの資金を活用した国立大学等の施設・設備の整備は、これまで国立学校特別会計が廃止されたことから、センターが同機能を承継し、新たな業務として行うこととなったものである。 ○そのため、本年度は、過去にノウハウ等の蓄積のない当該事業を円滑に実施することが必要であり、そのための諸準備等をしっかり行うことが必要である。この点に関しては、施設費貸付に当たっての審査基準・貸付規程・債権管理規程、施設費交付に当たってでもる。と考となる各種規程の整備をしっかりと策定していること、沖つ大学に対して諸手続きの説明会を開催し周知に努めていることを、円滑な実施に向けた努力が評価できる。 ○また、実際の資金の資付・交付に当たっては、文部科学大臣の定める施設整備計画に基づき、大学と緊密な連絡調整を図った上で、大学の資金需要に応じた資金の調達及び適切な貸付・交付が実施されたと評価できる。 ○翌年度以降は、センター債券を発行する予定であることから、センター自らが信用リスクを負うことになるため、大学での工期の遅延等であると考えられる。
(1) 施設費貸付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。	(1) 施設費貸付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法が対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。	が定めた施設整 備計画に基づく 施設費の貸付状 況	議により評定を決 計画に 計画に 従った円 従った再業 変の実施	定 計画に 事 が 業がか か な ま に ま に ま が な さ っ た さ っ た さ た さ た た た た た た た た た た た た た	○文部科学大臣の定める施設整備等に関する計画に基づき、39大学法人 (90事業)に対し、大学附属病院の施設整備等に必用な資金として、54,404百万円の貸付を行った。 ○施設費貸付事業については、平成16年7月に対象大学を集め、説明会を実施し、貸付規程や手続きについて詳細に説明し、大学側の理解を得ながら実施した。 ○当初計画額と実際の貸付額との差異については、主に下記のような理由よる。 ①翌年度繰越については、例えば、ある大学では、市内の総合病院の診療科の廃止に伴い、大学附属病院の患者増加のために診療科の診療体制・各室配置の見直しに相当の期間を要したことにより竣工時期を見直さざるを得なくなったことなど各大学の事情により生じたものであり、大学の求めに応じて繰越ししている。 ②不用額については、各大学における入札での落札価格と予定額との差額が生じたこと等により、大学において借入不要との判断をしたため、センターとしても貸付を行わず不用額が発生した。	A	○当初計画に対して、翌年度への繰越しが生じているが、これは、各大学における工事の進捗等により、各大学からの求めに応じて行われたものであり、文部科学大臣の定める計画に従いつつ、大学の資金需要に応じた適切な事業の実施がなされたと評価できる。

中期計画	年度計画	評価指標又は評	i	評価基準		指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
11.99111	一块们凹	価項目	A	В	С			
② 貸付けに当たっては、国立大 学法人及び大学共同利用機関法 人の財務状況等を十分勘案し、 償還確実性の審査等を行う。	② 貸付けに当たっては、国立大 学法人及び大学共同利用機関法 人の財務状況等を十分勘案し、 償還確実性の審査等を行う。	②償還確実性の 審査等の取組及 び実施状況	審査基準等 審査等の実施 かについて、り評定を決分	施が行われ 、委員のt	ている	○貸付に当たっては、センター施設費貸付規程(平成16年8月2日理事長決定)に基づき、貸付条件、申込み内容の審査、資金の貸付けの決定等について厳正に実施した。 ○貸付に当たっては、審査基準に基づき①原則として借入金及び債券発行残高が診療収入の100分の400以内であり、借入金等残高の割合が過大でないこと、②原則として借入金等元利償還額が事業年度における病院収入の100分の30以内であり、予定する長期借入金等の調達実施により、後年度の診療収入に占める借入金等元利償還額の割合が過大とならないことを検証して行った。	Α	<ul> <li>○審査基準に基づき、適正な審査が行われていると評価できる。</li> <li>○今後審査に当たっては、附属病院に係る支出に占める教育研究経費の算定、種々の要因による附属病院の診療収入の予測推移等多角的側面から、借入金等の元利金償還が安全に行われるよう考慮することも必要と思われる。</li> </ul>
③ 貸付事業に必要となる財源と して、長期借入れ又は債券発行 により資金の調達を行う。 その際、国立大学法人及び大 学共同利用機関法人の財務及び募 経営の改善に資するよう、公募 等による効率的な資金の調達に 努める。	③ 貸付事業に必要となる財源と して、長期借入れにより資金の 調達を行う。		大学法人かりの的確認をからいる。 大学法人かりの的確認をのいるかについる おまえ委員の を決定	握を行い、 実施が図り て、下記の	円滑な うれてい の指標を	○施設費貸付事業の財源調達に当たっては、国立大学法人の借入需要時期を調査し、借入計画を策定の上、その計画に基づき、財政融資資金からの借入れを実施しており、円滑な財源調達を行った。	A	○大学での工事の進排等の影響により、当初計画額からの変動もあった が、センターとしては、大学の資金需要に応じて財政融資資金から借入れ を行い、速やかに貸付けが実施されている。
			其	り実施に 一部支障	できな			
① 貸付事業に係る債権について 確実に回収し、長期借入金債務 等の償還を確実に行う。	④ 貸付事業に係る債権について 確実に回収し、長期借入金債務 等の償還を確実に行う。			まえ、委員		○貸付金の回収に当たっては、センター施設費貸付規程に基づき、確実に 回収した。 ○また、長期借入金債務の償還については、センター法等法令に基づき、 計画通り償還した。	А	○貸付規程に基づき、大学からの回収、財政融資資金への償還とも、特段 の遅延なく、計画通り円滑に実施されている。
(2) 施設費交付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。	(2) 施設費交付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。	が定めた施設整	議により評 計画にた事施に 円業がた でいまれた では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	定を決定 計画に 事を実施 こ一部を こ一部を	計画に 従った事 業の実施 ができな	○文部科学大臣の定める施設整備等に関する計画に基づき、7大学法人 (7事業)に対し、6、414百万円を交付した。 ○当初計画額と実際の交付額との差異については、国立大学法人におい て、①当該事業の工事請負契約の入札の結果、②工期の変更による翌年度 支払いになったこと等に伴うものであり、計画に基づき大学の資金需要に 応じた円滑な事業が実施できた。	A	○当初計画に対して、翌年度への繰越しが生じているが、これは、各大学における工事の進捗等の影響により、各大学からの求めに応じて行われたものであり、文部科学大臣の定める計画に従いつつ、大学の資金需要に応じた適切な事業の実施がなされたと評価できる。

中期計画	年度計画	評価指標又は評		評価基準		指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
中期計画	<b>平</b> 及訂四	価項目	Α	В	С	1日信人は計画項目に対する夫績	計化	た江山田川・田息争以守
② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。	② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。		委員の協議	銭により評	定を決定	○施設費の交付に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び「センター施設費交付事業費交付要網(平成16年6月1日理事長決定)」に基づき、各大学から、法人名、事業名、交付申請額、その目的と内容を記載する交付申請書が提出され、①目的・内容が国立大学等の教育研究環境の整備充実を図るためのものか、②交付申請額が土地の取得、施設の設置等及び設備の設置に必要な資金か、を審査し、適正と認められる場合に交付決定を行った。そして、当該事業の完了後、各大学から実績報告書が提出され、交付決定の内容等に適合しているかどうかの審査を行い、交付金の額の確定を行った。	A	○施設費交付事業は法令上、補助金適正化法を準用して行うこととされて おり、申請書の提出・申請書の審査・交付決定から、事業報告書の審査・ 額の確定に至るまで、法令を遵守した適性な執行が行われたと評価でき る。
3 寄附金の受入れ及び配分 下記の事項に留意しつつ、寄 附金の受入れ・配分を行う。 ① 寄附金受入れを促進するた め、ホームページや出版物への 掲載等により、産業界、個人篤 志家をはじめ社会に積極的に広 報し、普及させる。 ② 配分に当たっては、受入れ内 容を十分考慮するとともに、透 明性を確保しつつ、配分を行 う。	下記の事項に留意しつつ、寄 附金の受入れ・配分を行う。 ① 寄附金受入れを促進するた め、ホームページや出版物への 掲載等により、産業界、個人篤 志家をはじめ社会に積極的に広 報し、普及させる。	報活動の実施状 況及び適正な配 分を行うための	委員の協議	養により評	定を決定	○本年度は、結果として、寄附金の申し入れはなかったが、法人化前から 実施している当該寄附金受入れの制度について、それを継続して実施して いることの容を・普及を図るため、事業概要を分かりやすく説明したパン フレットを作成し、①経済団体等に対し送付し、趣旨の理解と啓発に努め るとともに、②個人篤志家対策としてセンターホームページにパンフレットの内容を掲載した。また、③各方面に理解を得られるよう、各国立大学 法人等にパンフレットを送付し、普及啓発を依頼した。	В	○事業概要のパンフレットは、分かりやすくできており、寄附金に対する 普及・啓発活動に関しては評価できる。 ○寄附者となり得る企業・団体等のリストを作成し、直接センターの担当 者が寄附依頼を行う等、普及・啓発に向けてもう一段の努力が必要であろ う。
4 高等教育に係る財政及び国立 大学法人等の財務・経営に関す る調査及び研究 国立大学法人等の財務及び経 営の改善に資するため、下記の 調査及び研究を行う。	国立大学法人等の財務及び経 営の改善に資するため、下記の	における財務・ 経営に関する調 査研究の実施状 況	委員の協議	養により評	定を決定	○研究部(常勤教員4人)では、高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営の改善を図るために、①大学の財務・経営に関する調査研究活動、②内外の高等教育財政に関する調査所究活動、③国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析、④IMHE事業等への参加等を行い、これらの調査研究の成果の公開を積極的に進めた。	A	○今後の高等教育財政及び国立大学法人の経営改善を図るためには、調査・研究・資料収集といった諸活動や、これらの成果を公開し、大学をはじめとする関係諸機関へ情報提供していくことは非常に重要であり、少人数の研究部体制で活発な調査研究活動と分析を行っていることは高く評価できる。 ○今後は、これらの成果が大学でどのように受け止められているのかといった、大学側の反応を分析し今後の調査・研究にフィードバックしていくことや、これらの研究成果を如何にセンター自身の事業に活用していくかが求められる。

		評価指標又は評		評価基準				
中期計画	年度計画	価項目	А	В	С	指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
① 大学の財務及び経営に関する 国内外の事例等を参考に関っ つつ、マネージメント・システム とその運用について、調査研究 を進め、研究成果を公開し、関 係者の参考に供する。 特に、国際的な高等教育財 政・財務に関する改革の動向を 踏まえつつ、法人化前後におけ る各国立大学内部 過程につい て、平成18年度までに理論 的・実証的に解明し、研究成果 については、広く関係者の参考 に供する。	つ、マ運用にかいる。 ・ システムとその運用について、調査明と、 を進め、参考に際的なる。 等に関する。 等に関する。 等に関する。 等に関する。 等は、 を進め、を を踏まえつつ、法のの資金にの分 との変変重ながら10月に調査ので、 で、調査及びら15間間及でより、 で、調査及びら15間間及で与り、 で、調査及びら15間間及で手り、 で、調査とがら10月に調査び長か。 に関立大学アコンドで 国立大学アクート に関するを分野でする。 を ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、	査の分析と情報	委員の協議	<b>後により評</b>	定を決定	○アンケート調査においては、法人化以前の国立大学における①新規概算要求、②外部資金、③学内での資金配分、④資金・資源の活用についての実態が初めて明らかなものとなった。例えば概算要求や資金配分をめぐる言思決定について、制度と実態の上で大きなずれがあり、また大学によって著しい差があったことと、法人化以前にすでに大学執行部中心の運営体制が形成されつつあったこと、学長・執行部による予算の競争的・重点的配分方式が、多くの大学で導入されていたことなどが、明らかになった。○この調査結果を第一次調査・中間報告書「国立大学における資金の獲得・配分・利用状況に関する全国調査」(平成16年)として刊行し、各大学に送付するとともに、平成17年3月にこの報告書をもとにシンポジウムを開催した。○当該シンポジウムへの参加は95名であり、質疑応答も活発に行われた。なお、これらの結果は、来年度の調査研究活動、特に質問紙調査に反映することを予定している。	Α	○アンケート調査及びその分析により、各大学の資金配分方法やそのための学内体制の整備状況等の知見が得られたことは有益であり、中期計画の達成に向け着実に進捗していると評価できる。 ○今後は、各大学が改善努力に個性と創意を発揮できるよう、情報提供に期待したい。
		化後の財務・経 営についての情		養により評?	定を決定	○本年度は、国立大学を教校訪問調査し、法人化後の財務・経営についての情報を収集することとしていたが、国立大学法人化後において運営体制の整備充実に時間を費やしている国立大学が多く、学内資金配分システムの構築については、来年度進めるという状況にあるため、結果として、その本格的調査のための訪問調査(2大学)を実施した。 ○来年度は、以上の訪問調査結果を踏まえたアンケート調査により、法人化後の国立大学法人の財務の諸側面を実証的に明らかにすることを予定している。	A	○訪問調査校数については、訪問先である国立大学の状況や負担を考慮した効率的な対応であったと考えられる。 ○今後は、順次速やかな調査が行われ、国立大学法人の実態が明らかにし、学内資金配分方法等の構築に当たっての参考となるようフィードバックされることが望まれる。
② 高等教育財政に関連する内外 の諸問題について、調査研究を 進め、研究成果を公開し、関係 者の参考に供する。	② 高等教育財政に関連する内外の諸問題について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。本年度は、特にアメリカの大学財政について現地調査を行っており、大学の予算獲得及びその配分について日本との比較研究を進める。	得及びその配分 についての日米 の比較研究状況 及び研究成果の	委員の協議	後により評)	定を決定	○米国州立大学の中で、90年代以降導入が進みつつある「責任センター資金配分」のモデルケースとなっているインディアナ大学における先進的学内配分システムについて調査研究を行った。 ○このシステムの特徴は、各部局に収入・支出を帰属させ、それを分権的に管理することにより、より効率的・効果的な財務マネージメントを可能とするよう設計されている点にあり、当該モデルの国立大学への応用可能性・不可能性について検討を進めることにより、各大学における学内資金配分の在り方についての議論の参考に供することが可能となる(当該調査・研究は在外研究員として米国コロンビア大学に滞在中に実施(15年1月~16年1月))。 ○この他にも欧州の諸大学における学内資金配分(業績主義的資金配分)に関する先進事例として、イタリア・カターニャ大学、ポルトガル・リスボン大学への聞き取り調査を実施した。 ○両大学とも業績及び自己収入の多寡に応じた資金配分を通じて、教育研究活動の活性化と収入確保を図っており、法人化後の国立大学の学内資金配分の参考となる。 ○この調査研究については、平成17年3月開催のシポジウムにおいて、その概要を発表した。 ○本年度については、インディアナ大学における「責任センター資金配分」について州政府の大学への資源配分方法等についての追加調査を実施予定であり、また、ポルトガルからは外国人客員研究員を招聘し、さらに研究を進める予定である。	A	○国立大学法人における学内資金の有効配分は各大学の自主性に任されることになるが、これまで長期間に渡る特別会計制度から国立大学法人制度へ移行したばかりであり、国内に参考になる事例がないため、諸外国の事例研究とその紹介は非常に有益である。○報告にあるインディアナ大学の事例の内、各部局に収入・支出を帰属させる点は大変興味深く、この報告内容が広く各大学とその部局の参考に供されることが望ましい。○その他の外国の大学の事例についても、国費である運営費交付金が収入の多くを占める我が国の国立大学の場合にも適応可能かどうかについて、我が国と当該国の高等教育財政制度の比較を含めた考察があると更に有効である。

		評価指標又は評	評価基	準			
中期計画	年度計画	価項目	A B	С	- 指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
③ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析を通じて、国立大学法人の財務・経営に関する比較分析を以下の計画により行い、関係者の参考に供する。  平成16年度予備的検討・平成17年度から平成19年度資料収集及び分析・平成20年度報告書に取りまとめ、関係者の参考に供する。	営に関する関係資料の収集分析 を通じて、国立大学法人の財 務・経営に関する比較分析にか かる予備的検討を行う。	備的検討の実施 状況	委員の協議により	評定を決定	○本年度は、来年度以降計画している「国立大学法人の財務概要(仮称)」の刊行及び「国立大学法人財務・経営情報提供システム」の構築に関連して、①国立大学法人の財務資料(予算、収支計画、及び資金計画)等の収集を行うとともに、②当該財務概要を検討するための企画検討会議の状況を踏まえつつ、編集の枠組み及び財務・経営に関する分析指標としての指標群(財務の健全性・安定性、活動性、発展性及び効率性)の研究開発・検討を進めた。 ○具体的には、国立大学法人法等によって公表が義務付けられている貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、業務実施コスト計算書及び附属明細書で得られる財務諸表の特質について検討するとともに、国立大学法人の規模、構成等の特性に応じて相互に財務・経営状況を比較できるようグループ分けを行った。また、私立大学で東施されている財務分析の方法等について検討作業を行った。	A	○国立大学法人の財務状況の実態を把握し今後の展開を進めるためには、まずデータベースの整備が必要であり、計画の達成に向け順調に進捗していることは評価できる。 ○なお、国立大学法人において、会計基準に即した会計処理を行うことは初めてであるため、各国立大学法人において当該会計基準の趣旨理解及び実務習熟がどの程度まで進んでいるか、又、基準見直しの必要がどの程度あるか等の調査を行うことも考えられる。
④ OECDのIMHE(高等教育機関マネージメント)事業に参加するとともに、内外の関係機関等との交流協力を深める。	育機関マネージメント) 事業に	の参加及び内外 の関係機関との	委員の協議により	評定を決定	○○ECDの高等教育経営研究事業 (IMHE) 及び英国の高等教育ファンディング・カウンシル (HEFCE) の共同提案である「国際高等教育 財政経営プロジェクト」については、日本を含む8カ国が参加し、国レベルの高等教育財政及び機関レベルの大学経営の在り方を検討しているが、センター研究部は、法人化前から、日本側の参加機関として、本プロジェクトに参加している。 ○参加8カ国がそれぞれの国の高等教育財政と大学経営の実態について報告書を作成し、参加国が共同で比較検討することによって、高等教育財政と大学経営の課題解決への共通及び個別の方法を探っている。 ○本年度は上記作業の成果となる名国リポートの翻訳作業を行い、全体レポートと3カ国分の翻訳作業を完了した。 ○また、日英高等教育に関する協力プログラムの参加や、米国高等教育マネージメント・システムセンター、ヨーロッパ大学協会、オランダ学長会議等を訪問し、当該機関の活動状況について聞き取り調査や情報交換を行った。	A	○我が国を代表して国際プロジェクトに参加し、各国との比較検討を行い、高等教育財政と大学経営についての課題解決に向けた共通又は個別の方法を検討していくことは非常に有益であり、積極的な取組みについても高く評価できる。 ○今後は翻訳結果が広く公開されることを期待したい。特に翻訳だけでなく、各国にとって共通のグローバルな事項は何か、また、個別の点については、我が国とって今後、国立大学法人が取り組み可能なあるべき姿についての分かりやすい具体的な考察も含めて報告があれば、更に有益なものとなるであろう。
(3) 調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するため、高等教育財政・財務研究会を年5回程度、シンポジウムを年1回、講演会を年2回程度開催し、また、研究紀要を年1回、研究報告などを随時刊行する。	係者の参考に供するため、高等 教育財政・財務研究会を5回程 度、シンポジウムを1回、講演 会を2回程度開催し、また、研	政・財務研究 会、シンポジウム、講演会の開 催及び研究紀		ドと有効性を	○高等教育財政・財務研究会については、5回(平成16年5月、7月、10月、12月、平成17年1月)開催した。 ○シンポジウムについては、平成17年3月に開催した。 ○講演会については、平成17年3月に開催した。 ○講演会については、2回(平成16年6月)を刊行した。 ○「英国における大学経営の指針(続)」の刊行及び各教員による基礎研究の発表・報告を行った。 ○この他に各教員による高等教育やその財政・財務に関する基礎研究の成果を、論文発表、講演会への参加等を通じて積極的に行った。 ○参加者からのフィードバックについては、研究会では参加者の求める内容を適時に設定しており、かつ土曜日開催として参加しやすくするなと工夫して実施しており、その評価は高く、今後も引き続きリアルタイムに適切な内容の提供を実施していく予定である。また、研究紀要は、関係者から増版の要望が高いことからも評価が高いと考えており、今後も質の高い内容の紀要編集を行っていく予定である。	A	○大学等関係機関に対し、積極的な活動を行っていると評価できる。これ らのセンターの活動が大学等関係機関内で十分周知・理解されるよう適切 な情報提供を行うことが重要と考えられる。 ○予算の関係もあるが、これらの内容をコンパクトにまとめたパンフレッ トの配布あるいはホームページで広く公開することも考えられる。

		評価指標又は評		評価基準				
中期計画	年度計画	価項目	А	В	С	指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
5 セミナー・研修事業の開催・実施 各国立大学法人等機能を有層力の機管理者層の経行である。	5 セミナー・研修事業の開催・ 実施 各国立大学法人等が洗法人名の機能者といる。 を発言に発生を表している。 を発言している。 を発言している。 を発言している。 を発言している。 を発言している。 を発言している。 を作り、下のに開発している。 をを作り、下のに開発している。 をを作り、下のに開発している。 をを作り、下のに開発している。 をを作り、下のに開発している。 をを作り、下のに開発している。 ををは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	事業の開催・実施状況 (下記の状況を (下記の状況を 野まえ、本項目 の総合評価)	委員の協	歳により評	定を決定	○法人化後の本年度のセミナー・研修事業の実施については、センター法及び国立大学法人法及び中期目標等の趣旨に沿って、それぞれの企画委員会における受講対象者の意向等を踏まえ、①大学トップマネージメントセミナー(国立大学病院セミナーを含む)、②大学財務・経営セミナー、及び③大学職員マネージメント研修を実施した。	A	<ul> <li>○各セミナー・研修とも、対象者を勘案した的を得た内容設定となっており、また、各セミナー等とも参加者も多く、センターの積極的な取組が評価できる。当該セミナー等の成果が、各大学内で十分周知・徹底されるよう適切な情報提供を行うことも重要と考えられる。</li> <li>○今後は、アンケートの回収率を上げ、参加者の反応を検証し翌年度以降の事業展開に資するよう心がけるべきである。</li> </ul>
① 大学トップマネージメントセミナー 国立大学法人等の役員等が、 国立大学法人等のマネージメントについて、的確な情報と専門 的助言を得ることを目的に、毎年1回程度実施する。	① 大学トップマネージメントセミナー 国立大学法人等の役員等が、 国立大学法人等のマネージメントについて、的確な情報と専門 的助言を得ることを目的に、1 回程度実施する。	果を一つの参考 としつつ、大学 / トップマネージ   メントセミナー	の基準と 踏まえ委	し、内容と	有効性を	○大学トップマネジメントセミナーについては、企画委員会における受講対象者の意見を踏まえ、各国立大学法人が法人化の趣旨に沿って、その機能を有効に発揮できるよう、国立大学法人等のマネージメントについて的確な情報と専門的助言を得るとともに、直面する諸課題等について検討を深めることを目的に平成16年10月に実施した。 ○なお、国立大学法人において最大の収支規模である附属病院については、国立大学法人の経営に大きな影響力を持っていることもあり、また専門性も高く、医療問題も絡むなど経営上の様々な問題が指摘されていることもかり、また専工性と、加えて附属病院経営担当が大学トップマネージメントセミナーの受講者と必ずしも一致していないことから、附属病院の経営責任者等を対象にして、病院経営上の諸課題に的確に対応できる経営能力の涵養を図り、もって国立大学病院の経営生の諸課題に的確に対応できる経営能力の涵養を関り、もって国立大学病院の経営できたとを目的とした「国立大学病院経営セミナー」を平成17年3月に実施した。 ○大学トップマネジメントセミナー終了後、アンケート調査を実施した結果、回答者のうち、9割を超える者が「大変参考になった」または「参考になった」としており、受講者の満足度は高い。なお、内容に関する要望として、直面する具体的課題とその取り組み事例の紹介やグループ別討議の充実の要望が多く寄せられた。 ○国立大学病院経営セミナーについても、セミナー終了後、アンケート調査を実施したが、の国立大学病院経営セミナーについても、セミナー終了後、アンケート調査を実施したが、の国立大学病院経営セミナーについても、なお、内容に関する事を望まりまりますの第2として、具体的な事例等による議論といい事項として、具体的な事例等による議論といい事項として、具体的な事例等による場合による場合による場合による場合による場合による場合による場合による場合	A	○国立大学法人役員のマネジメント能力の向上は重要であり、「バネルディスカッション」「事例紹介」「グループ別討議」といったトップマネジメントセミナーの内容は、事業の趣旨に沿った適切な内容であったと評価できる。 のまた、国立大学法人の学長等各大学の責任者が附属病院経営上の問題点を把握していることは極めて重要であり、附属病院経営担当者を対象としたマネジメントセミナーは不可欠である。このセミナーを、大学関係者の安立を踏まえ開催したことは積極的な取組が評価できる。セミナーの内容が当該大学の病院内および大学内に十分反映されるような配慮も必要である。 ○また、センター自身の自己評価のため、アンケートの回収率をより高める努力を求めたい。

<u> </u>	A- 07-1 =	評価指標又は評	評価基準		+Ti pto	challing has been fill to the same was the
中期計画	年度計画	価項目	A B C	指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
② 大学財務・経営セミナー 国立大学法人等の事務局長等 幹部職員が、国立大学法人等の 財務・経営についての的確な情報と専門的助言を得つつ、 五大学法人等の経営能力を涵養することを目的に、毎年1回程度 実施する。	② 大学財務・経営セミナー 国立大学法人等の事務局長等 幹部職員が、国立大学法人等の 財務・経営についての的確な情報と専門的計算を得力を入場でいる。 大学法人等の経営能力を演奏することを目的に、1回程度実施 する。	果を一つの参考 としつつ、大学 財務・経営セミ		○大学財務・経営セミナーについては、国立大学法人等の事務局長等幹部職員を対象に、国立大学法人等の財務・経営についての的確な情報と専門的助言を得つつ、国立大学法人等の経営能力を涵養することを目的に平成17年1月に実施した。 ○セミナーの内容としては、法人化後半年を経過した段階という状況を考慮し、基本的知識の習得及び経営能力の涵養を目的として、座学中心とした。 ○セミナー終了後、アンケート調査を実施した結果、回答者のうち、8割を超える者が「大変参考になった」または「参考になった」としており、受講者の満足は高く、継続開催を求める意見が多かった。 ○内容に関する要望として、事例研究等からなる実際上の問題への対応策など、実践的内容を望む意見が多く寄せられた。	Α	○「人事・労務」「財務・会計」の2部構成にしたセミナーの実施は、事業の趣旨に合致しており適切であると評価できる。 ○幹部職員の経営能力の涵養のためには各大学の不断の努力が必要であり、セミナーの継続的開催等、センターの業務の重要性は今後さらに増すと考えられる。今後は、参加者からケーススタディ等実践的な内容を望む声もあるため、参加者の認識とレベルに相当の差異があることも考慮しつつ、順大具体的・実践的内容とすることが望まれる。また民間実務者によるセミナーを増やすとより効果的だと考えられる。 ○また、センター自身の自己評価のため、アンケートの回収率を、より高める努力を求めたい。
③ 大学職員スキルアップ研修 国立大学法人等の課長、係長 等に対し、財務管理に関する専 門的知識・技術の向上を図るこ とを目的に、計画的、段階的に 毎年1回程度実施する。		果を一つの参考 としつつ、大学 職員スキルアッ		○平成16年10月に「大学職員マネージメント研修」として実施した。 ○法人化後半年を経過しない段階ということを考慮し、当該法人の財務課長等の担当者に不足していると思われる財務管理の専門的知識を習得してもらうことを目的にし、教材としてセンターが刊行した「国立大学法人経営ハンドブック」を活用し、各章の執筆担当者による講義・演習形式で実施した。 ○研修終了後、アンケート調査を実施した結果、回答者のうち、9割を超える者が「大変参考になった」または「参考になった」としており、継続開催、複数回開催を望む意見も多く寄せられた。 ○テーマを限定しての実務研修の開催、他大学の事例紹介、実務事例での分析報告、判別討議等による情報交換を希望する意見も寄せられた。	A +	○研修を通して、各国立大学法人の課長・係長等の財務管理に関する能力を如何に向上させるかが、教員の意識向上とともに、各大学の最も重要な課題である。そのため、一週間の合宿形式により、ハンドブックを活用した講義、演習形式で行った当該研修は適切かつ効果的な方法であり、アンケートの回収率・満足度も非常に高く、有益であると考えられる。 ○今後も継続的な開催が期待される。
6 国立大学法人等の財務及び経 営の改善に資するための情報提 供	6 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供		委員の協議により評定を決定	○国立大学法人等の財務・経営の改善に資するため、本年度は、「英国における大学経営の指針(続)」及び「国立大学法人経営ハンドブック」等の刊行物を通してマネージメントに関する情報の提供・交流を行った。	A	○財務・経営に関する調査研究により得られた知見を国立大学等に提供することや、マネジメントに関するガイドブックを作成し各大学等に提供するとともに、当該ガイドブックを用いた研修を実施する等、センターが実施している各種事業がそれぞれ有機的に連携し、大学の支援のため効果的・効率的に事業実施がなされていることは評価できる。 ○大学法人経営ハンドブックの刊行は、その内容が分かりやすく、法人名 自加記報により、より具体的なものとなることが期待される。また、これらの内容の要旨が各大学内において広く周知されることが必要と思われる。 ○今後は、情報提供するだけでなく、大学側の反応・評価を確認し、翌年度以降の事業活動に資することが必要と思われる。
① 財務・経営に関する調査研究 で得た成果を随時国立大学法人 等に提供する。	① 財務・経営に関する調査研究 で得られた成果を随時国立大学 法人等に提供する。		委員の協議により評定を決定	○英国の高等教育ファンディング・カウンシル(HEFCE)における大学経営に関する各種マニュアル・報告書等の主要なものについて翻訳した成果を取りまとめた冊子「英国における大学経営の指針(続)」を平成16年9月に刊行(600部)し、各国立大学法人等に配布した。	А	○英国大学経営の指針の続編の発行は時宜をえたものであり、資料として 有益である。

+ 40+1 =		評価指標又は評	評価	基準	Nr. 18 - 11 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 -	47.00	
中期計画	年度計画	価項目	A I	3 С	指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
② 国立大学法人等に対し、マネージメントの参考資料として、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考事例、基本資料等からなるガイドブックを平成16年度の早期に作成、配付し、随時その内容の更新・充実を図る。	ネージメントの参考資料とし て、財務・経営に関する基本的	②財務・経営に関するガイドガインのの作成・配付状況	委員の協議によ	り評定を決定	○法人化前に編集委員会で検討していたガイドブックについて、新たに国立大学法人役職員、監査法人及び民間シンクタンク等の専門家で構成する「国立大学法人経営ハンドブック編集委員会」において編集企画を行い、平成16年5月に第1集(第11章からなる加除式)を刊行(600部)し、各国立大学法人等に配布した。この第1集において、内容的に取りまとめに時間を要した第2章「経営と戦略」及び第3章「目標と計画」を10に追録として刊行するとともに、国立大学法人監査準の制定に伴い、第10章「監査」の改訂の刊行を平成17年3月に行った。○また、国立大学法人化に伴い、各大学が公表することとなる財務諸表等の集計・分析を行い、その結果を各国立大学法人に冊子として刊行することを来年度計画しており、本年度は「国立大学法人の財務概要(仮称)企画検討会」において企画・検討を行った。	A	○これらガイドブック等は、今後の国立大学法人の経営のバイブルとなる ものであり、その刊行と追加・改訂の意義は大きく、各国立大学法人に とって非常に有益である。これらが各大学で有効に利用され、また、セミ ナー・研修等で有効活用され、具体的な改善に寄与することを期待する。
③ マネージメントに関する情報 の提供・交流のための説明会・ シンポジウム・講演会などを毎 年1回程度開催する。	の提供・交流のための説明会・	ポジウム・講演	委員の協議によ	り評定を決定	○マネージメントに関する情報提供・交流のために国立大学法人の財務担当部長及び財務担当課長を対象に「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」を2回開催し、国立大学法人化初年度に抱える共通課題について文部科学省から情報提供や、国立大学法人の財務管理に関する課題処理事例として会計業務のアウトソーシングや病院の組織体制のあり方等について大学から事例紹介を行った。 ○協議会後に実施したアンケート調査では、98.6%の参加者が参考になった(概ね参考になったも含む)としており、満足度は高い。	A	○国立大学が法人化し、情報提供・交流はますます重要となっており、各大学の財務担当責任者と対象とした協議会の開催は不可欠と思われる。 ○「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」については、大学の要望を踏まえ、当初の計画を越える2回の開催を行ったことは、大学にとって非常に有益であり、積極的な対応が評価できる。
7 財務・経営の改善に関する協力・助言	7 財務・経営の改善に関する協力・助言	財務・経営の改善を記録する協力・助言の状況を ででは、 でいるの状況を はいている。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	委員の協議によ	り評定を決定	○国立大学法人等の財務・経営の改善に資するため、①ホームページにおける「経営改善方策に係る事例募集窓口」及び「国立大学法人等に対する経営相談窓口」の開設、②「教育研究用機器リユース(再利用)情報提供システム」の構築、を実施した。	A	<ul><li>○経営改善及び経営相談に関するホームページ上での窓口の開設及びリユース情報提供システムの構築は評価できる。今後アクセス数および具体的な再利用の事例を公表していくことを期待する。</li></ul>
① 国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。	① 国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、各大学が抱える共通課題にし、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。	関する共通課題 の処理実績の収 集・情報提供及 び経営相談など の協力・助言の	準として、委員	の満足度を基	○平成16年9月にセンターのホームページにおいて、各国立大学法人等において実施された経営改善等の方策の事例を募集し、その内容を紹介する「経営改善方策に係る事例募集窓ロ」を作成するとともに、国立大学法人等からの財務・経営に関する質問を受け付け、それに対する回答を掲載する「国立大学法人等に対する経営相談窓口」を開設した。本年度は事例紹介として「東大病院の運営体制の改革」2件を掲載した。	А	○スピード化が要求される経営において、HPの活用は有効であると評価できる。今後は、質問内容や回答内容によっては公表の有無を検討することも必要と考えられる。

		→ (無七) + →		評価基準				
中期計画	年度計画	評価指標又は評   価項目	A	В	С	指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
② 国立大学法人等において不用 となった教育研究用機器の有効 活用を促進するための情報提供 システム「教育研究用機器リ ユース (再利用) 情報提供シス テム」の管理運営を通過である また、システムの活用が図ら れるよう、利用促進のPRに努 め、成功事例の紹介等を積極的 に行う。	② 国立大学法人等において不用 となった教育研究用機器の有効 活用を促進するための情報提供 システム「教育研究用機器リ ユース (再利用)情報提供シス テム」の管理運営を行う。 また、システムの活用が図ら れるよう、利用促進のPRに努 め、成功事例の紹介等を積極的 に行う。	器リユース情報 提供システムに 係る利用促進の PR及び成功事 例の紹介状況	委員の協議	後により評	定を決定	○当該システム利用促進のため、システムの概要をホームページに掲載するとともに、システムについて説明したパンフレットを作成し、各国立大学法人等に送付したが、本年度のリユース登録はなかった。これは、本年度は各国立大学等において、法人化に伴い不用物品の整理が行われたこと等によるものと考えられ、来年度以降は国立大学法人等の意見等を十分に踏まえつつ、費用を考慮した効果的な普及啓発の在り方等について検討することとしている。	Α	○リュースシステムの利用促進のため実施した各種PR活動等の取組は評価できる。 ○今後は各大学等の不用物品等の実態について、再利用可能なものについての各大学の調査結果と各大学等の意見を参考にすることが必要と思われる。また、各大学の教職員が物品の再利用についての基本的感覚自体を培うことも大きな課題であろう。
8 大学共同利用施設の管理運営 大学等の教育、研究、社会会 大学等の教育活動の利用に設の 管理運営を行う。 それぞれの施設の設置目的を考慮しつつ、全体として7割程度の稼働率のられるように毎年の場別用が図られるよう、毎年度7割程度以満足の利用者が質りに対して7割程度以満足の利用者が質りに対して7割程度以満足して3割をである。 サービスの質的向上に努める。	8 大学共同利用施設の管理運営 大学等の教育、社会質 献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の 管理運営をれの施設の設置目的を それでつつ、有効利用が別別のもの るようにする。度以、任意 が、7割程度が満足するよう。 の利用を当めるよう。 の利用でなるように の利用であるよう。 の利用であるよう。 の利用であるよう。 の利力に の利力に のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、	設の管理運営の 実施状況 (下記の状況を 踏まえ、本項目 の総合評価)	委員の協議	後により評符	定を決定	○当該施設の有効活用については、稼働率の向上をめざし、次のとおり対策を推進した結果、本年度全体の稼働率は47.6%となっており、中期計画に定めた全体として70%程度の稼働率の達成を目指して来年度以降も具体的対策を講じることとしている。(なお、今年度は以下のとおり利用促進の方策について実施しており、その結果来年度については、66%程度を達成する予定となっている。) ○稼働率向上の具体的方策としては、これまで①国立大学や私立大学関係団体への利用案内の配布、②近隣民間団体への訪問PR、③窓口でのPRを行うとともに、④ホームページによる予約希望、⑤会場設営のサービス業務を新たに実施した。また、CIC大阪地区の稼働率が低いことから、⑥西日本地区の私立大学へのアンケート調査の実施に基づいた訪問を実施した。来年度以降は、これらの方策を引き続き実施するとともに、特に稼働率が低い一橋記念講堂等及びCIC大阪地区について、近隣の私立大学、民間団体に対して、施設の詳細な説明、訪問PRを行う予定である。 ○利用者の満足度については、アンケート調査を実施した結果、満足度の高い回答を得ている。	В	○大学等における教育・研究・社会貢献等に関する諸活動の利用に供するため、一橋記念講堂等の大学共同利用施設の管理運営を行うことは、大学等にとって非常に有益でり、これらの業務を外部委託により効率的かつ円滑に実施したことは評価できる。 ○今年度は、一橋記念講堂等の学術総合センター共用会議室の運用が、有料化されたこと、キャンパスイノベーションセンターの運用初年度であったことなどから、稼働率については、中期計画の達成を目指し、個々の施設の特徴に応じたきめ細かい利用促進方策を立案・実施するなど、一層の工夫が必要と思われるものの、各種のPR活動に努めたことについては一定の評価ができる。
① 学術総合センター共用会議室 学術を言い、	の管理運営 学術・高等教育に関する会 議・講演会・研修会等を開催する場としての「学術総合セン ター共用会議室」の管理運営を 行う。 施設利用の促進を図るため、 次のサービスの向上等を行う。 ア)会議室等に係る案内書を作成・配布 イ)ホームページを活用した会 議室の利用に係る情報提供サービスを充実	ケート結果と、 考とした ・ 大とした ・ として ・ を ・ を ・ 会 ・ 会 ・ 会 を 会 の ま 、 の ま 、 の ま 、 の ま 、 の ま 、 の ま 、 の ま 、 の ま 、 の ま 、 の ま 、 の ま 、 の ま 、 の ま の ま	委員の協議	後により評	定を決定	○当該共用会議室の適切な管理運営の実施とともに、施設利用の促進を図るため、ア)会議室に係る利用案内を作成し、窓口等での配布とともに、近隣民間団体への訪問PRの実施、イ)ホームページに施設利用案内を掲載し、会議室の予約状況の表示とともに、ホームページ上から予約希望登録の受付の実施、ウ)施設利用に伴う会場設営等のサービスをそれぞれ開始した。来年度以降も目標達成を目指し、さらなる普及・啓発活動とともに、サービス向上を推進することとしている。○会議室利用に伴う受付や案内窓口、会場設営等の管理業務について、外部委託により実施した。○当該共用会議室の本年度の稼働率は36.3%である。稼働率の算定において休館日は除いているが、休館日は、利用希望のない日に実施する弾力的な取り扱いとしており、期間も照明と音響機器と同一日に設定するなど圧縮に努めている。○学術総合センター利用者を対象とした任意抽出によるアンケート(アンケート配布数170件、回答数21件)の結果、61.9%の者が好評と回答している。	В	○利用案内、PR活動、ホームページ掲載、サービス案内、外部委託等による稼働率向上のための取り組みは評価できる。 ○しかしながら、HP上での会議室の予約方法等運営にあたって改善すべき点も見受けられることから、更なるサービスの向上や稼働率の向上に努めるべきである。 ○学術関係の会議を開催するためには非常に優れた施設であり、利用者にも好評であることから、更なる利用率の向上に期待したい。

*****	<b>在 在</b> 4 三	評価指標又は評		評価基準			+T. C	
中期計画	年度計画	価項目	A	В	С	指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
② キャンパス・イノベーションセンターの管理象としたサテライトを対象企業関係者ゴンスオフィス等を行うり出たが会で言連携・パス等を行うり出た会にの拠点となって可能や確すという。 また、施設の利用の促進等を活め、ボーラととめ、その対率化を図るため、お手を行う。	② キャンパス・イノベーションセンターの管理集団 社会人を対象としたサテララ 社会人を対象、企業関係リナテラ は 社会人を対象、企業関係リオフィス等を有に連携・協力のでは、一変では、一変であるため、できる。 まため、ボームととの対象では積極的に外部を行う。 まため、では積極的に外部を行う。	ノベーションセンターの管理運営の実施状	委員の協議	により評	官を決定	○施設利用の促進を図るため、①利用案内を作成し、国立大学協会、私立大学等関係団体の会議等での配布、②ホームページへの施設利用案内の掲載、一時利用室の予約状況の表示の開始、を実施するとともに、稼働率の低い大阪地区の利用促進を図るため、①西日本地区の公立大学に利用案内の配布、②アンケート調査を実施した。来年度以降も目標達成を目指し、さらなる普及・啓発活動を進めることとしている。○公該利用室等との窓口案内、管理運営業務については、外部委託としている。○当該利用室の本年度の稼働率は49.4%である。○キャンパス・イノベーションセンター利用者を対象とした任意抽出によるアンケートの結果(アンケート配布数34件(東京26、大阪8)、回答数24件)の結果、100%の者が満足又は概ね満足と回答している。	A	<ul> <li>○キャンパスイノペーションセンターの人居率は、本年度当初に比べかなり高くなっており、利用促進のための各種活動の成果が表れていると考えられる。</li> <li>○中期計画の達成に向け、更なる稼働率の向上を期待する。</li> </ul>
9 旧特定学校財産の管理処分国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。	9 旧特定学校財産の管理処分 国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。	の管理処分の実 施状況 (下記の状況を	委員の協議	により評定	官を決定	○旧特定学校財産の管理処分の促進については、広島大学本部跡地のうちの一部(21,519㎡)を売却処分した。 ○他の財産の処分についても、来年度以降、早期売却に向けて対策等を講じることとしている。	A	○旧特定学校財産の管理・処分については、施設費交付事業の財源とするため、早期の売却を含めた適切な対応が望まれる一方で、これまでの経緯やセンターの公共性に鑑み、地方公共団体や地域住民等の理解を得つつ行うことが重要である。 ○本年度については、地元の地方公共団体や文化庁等と綿密な連絡・協議等を行いつつ、その一部を売却する等、適切な旧特定学校財産の管理・処分が行われたと評価できる。

+ wa-1 <del></del>	<b></b>	   評価指標又は評		評価基準			47.00	
中期計画	年度計画	価項目	А	В	С	指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
① 大阪大学医学部等跡地及び広島大学本部地区跡地地元自治体との協議を進め、処分の促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。	① 大阪大学医学部等跡地及び広島大学本部地区跡地地元自治体との協議を進め、処分の促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。	部跡地及び広島 大学本部地区跡 地の処分に向け た取組状況	委員の協議 	と かい		○大阪大学医学部跡地 (125 m) については、当該跡地が含まれる中之島4丁目北地区の市街地再開発事業に関連し、処分していく予定であり、その進捗状況等について、地元自治体(大阪市)と協議中である。なお、大阪市から当該事業について来年度に動きが出てくる見込みであることの連絡があり、その動向を注視しつつ、協議を進めることとしている。 ○広島大学本部地区跡地 (68,333 m²) のうち一部 (21,519 m²) については、地元自治体 (広島市) に取得希望の有無について照会し、広島市から取得の対象外との回答があったことから、当該部分の売却について、平成17年3月1日一般競争入札を実施した。その結果、不動産業者が落札したため、同年3月7日に契約を締結し、同年3月24日に売買代金の収納が行われ、所有権を移転した。また、残りの当該跡地(46,814 m²) については、センターから広島県及び広島市に対して、平成16年4月に当該跡地の取得の要望について、回答期限を示した文書による照会を行ったが、広島市側から取得等の検討のために回答期限の延長の要望により、回答期限を平成17年度末までと延長の要望により、回答期限を平成17年度末までと近くの、)○具体的な広島大学本部跡地一部処分のプロセスは、次のとおりである。(10平成16年4月、広島県、広島市宛に、取得の要望について文書により照会(→回答期限6月末) (20同年6月、広島県、広島市から回答期限延長の要望(→10月15日まで延長) (30同年10月、広島市から取得検討対象外の部分について11月15日までに回答することを条件に回答期限の延長。広島県から広島市の意向に添ってほしい旨要望(一回答期限を任度末まで延長) (30同年1月、広島市から一部(北西部分)2.2 haについて取得検討対象にしないことの回答 (30両年1月、一般競争入札による売却の公示 (60同年2月、入札説明会の実施の実施の公示 (60同年2月、入札説明会の実施の表示 (50年4月、日経験争入札実施、売買契約締結 (60年3月、人人 10年2月、一日の教第及近長を了承(一平成18年3月31日まで)	Α	○大阪大学医学部跡地及び広島大学本部地区跡地共、これまでの経緯を踏まえ、公共の用に供することを最優先に、地元地方公共団体と長期間に渡る粘り強い協議を行っていることについては評価できる。 ○また、広島大学本部地区跡地については、その一部を取得の検討対象外とするという広島市の回答の後、速やかな処分の手続きを行っており、評価できる。
② 東京大学生産技術研究所跡地 文化庁に対し国立新美術館建 設用地として貸付を継続しつ つ、早期売却の実現を図る。	② 東京大学生産技術研究所跡地 文化庁に対し国立新美術館建 設用地として貸付を継続しつ つ、早期売却の実現を図る。		委員の協議	といい。	定を決定	○当該跡地 (29,987㎡) については、法人化前に国立新美術館建築工事用地として使用承認を受けていた土地であり、本年度は、当該跡地について、用途に応じて(当該利用用地として文化庁、地下遺構築物用地として東京地下鉄(株)、及びマンホール用地として東日本電信電話(株))それぞれ土地の賃貸借契約を締結した。なお、このような事情から処分については平成18年度以降を予定している。	A	○法人化に当たり、文化庁をはじめとする関係諸機関と賃貸借契約を締結するなど、適切な対応が評価できる。今後は、当該土地の売却による収入がセンターの施設費交付事業の財源になることから、国立新美術館の建設工事の進捗及び文化庁の土地購入計画をフォローしていくことが重要であろう。
10 承継債務償還 国から承継する旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務(旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債)の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。	10 承継債務償還 国から承継する旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務(旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債)771億円の償還及び当該債務に係る309億円の利子の支払いを確実に行う。	に向けた取組状 況	組状況を踏	まえ、委		○国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、法令及び法令に基づいた文部科学大臣通知により作成した大学との協定書に基づき、関係国立大学法人から納付される金額を確実に徴収し、承継債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いを行った。 ○具体的には、センターと各国立大学との協定書に基づいて、本センターから毎事業年度開始前(本年度は法人化初年度のため4月)に各国立大学に対してセンターへ納付する金額の通知を行うと供にこれらを取りまとめ、5月、9月、11月及び3月に財政融資資金へ償還するという手続きで進めた。	A	○承継債務償還事業は、これまで国立大学附属病院等の施設整備のため国立学校特別会計において借入れた財政融資資金からの借入金について、大学が負担することとされた額をセンターが取りまとめ財政融資資金に償還するものである。そのため、何よりも計画に沿った償還を行うことが重要である。 ○当該業務ついては、国立大学の法人化に伴いセンターに新たに付加された業務であることから、過去にノウハウ等の蓄積がないため、本年度は円滑に実施することが何よりも重要である。 ○本年度は、第1回の償還(5月)に向け、速やかに協定書を作成し各大学と協定を結んだことは評価できる。 ○また、当該協定書に基づき各大学から確実な回収を行ったこと、特段の遅延等なく、計画通りに財政融資資金へ償還したことは評価できる。

### 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

中期計画	年度計画	評価指標又は評		評価基準		指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
中期前四	<b>平皮前凹</b>	価項目	А	В	С	1日本人は計画が日にとり る大瀬	IT AL	CITUJOTIM H总学校专
1 期間全体に係る予算 略		適正な予算の執 行状況	予算執行の 経済性・効 準としつつ	加率性、有	効性を基	○本年度においては、予算の適正な執行ができた。	A	<ul><li>○予算の範囲内で年度計画を概ね履行しており、適正な予算執行がなされたと評価できる。</li><li>○なお、予算の作成に当たっては、適正なものとなるよう留意されたい。</li></ul>
2 期間全体に係る収支計画 略	2 平成16年度に係る収支計画 略		り評定を決		MANAGE C S			
3 期間全体に係る資金計画 略	3 平成16年度に係る資金計画 略							
4 自己収入の確保	4 自己収入の確保	自己収入の確保 についての状況 (以下の状況を 踏まえ、本項目 の総合評価)	委員の協議	能により評	定を決定	○自己収入の主なものである産学協力事業収入については、大学共同利用 施設の利用率の向上が収入の確保に直結するため、その利用率の向上に努 めた。		○大学共同利用施設に関して収支の均衡は図られているが、当初予算と決 算に差異があるため、適正な利用率の見積りと更なる自己収入の確保が望 まれる。
① 大学共同利用施設について適 正な利用料の徴収を行うととも に、利用率の向上に努める。	正な利用料の徴収を行うととも		委員の協議	<b>後により評</b>	定を決定	○大学共同利用施設の利用料については、不動産鑑定士による近隣の同種の会議室利用料の調査の結果や(独)国立オリンピック記念青少年総合センターにおける施設利用料を勘案して設定した。 ○利用率の向上については、前述のとおり利用促進のPRやサービスの向上に努めた。		〇国立大学法人等における教育・研究の振興に資するというセンターの目 的を勘案し、適正な料金設定になっていると評価できる。更なる稼働率の 向上を期待したい。
② 国立大学法人等からの委託事業について適正な委託料の徴収を行うとともに、受託事業の増加に努める。	業について適正な委託料の徴収 を行うとともに、受託事業の増	等からの受託事	委員の協議	&により評	定を決定	○本年度は、国立大学法人等の担当者に各種会議等において説明してきたが、国立大学法人等からの委託はなかった。	В	〇増加のための努力は評価できる。今後、更なる積極的なPRが望まれる。

### 短期借入金の限度額

中期計画	中期計画 年度計画		評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
中奶計画	<b>平</b> 及前凹	価項目	A	В	С	14 (休人) は (大規)	計	た。はの計画・田志寺・呉守
1 短期借入金の限度額 101億円とする。 2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅 延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人 の債務償還遅延(この場合の借 換えは行わない。)等が生じた 場合に対応するため。	101億円とする。 2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延(この場合の借		委員の協	<b>義により評</b>	定を決定	○本年度は短期借入金の実績はない。		○短期借入の実績なし。

### 重要な財産を譲渡し、又は担保する計画

中期計画	年度計画	評価指標又は評 価項目	評価基準			七種ワル部圧活ローシャフウル	評定	<b>⇔从外还压 </b>
			А	В	С	指標又は評価項目に対する実績 評定 評定 定性的評価・留意事項等	た 注 り 計 川・ 田 息 争	
予定なし。	予定なし。	重要な財産の処	委員の協	議により評	定を決定	○本年度においては、財産の譲渡及び担保への供与については該当なし。	_	○重要財産の処分実績なし。
		分等の状況						

### 剰余金の使途

中期計画	年度計画	評価指標又は評 価項目	評価基準			指標又は評価項目に対する実績	評定	<b>ウルルが圧 の主事内な</b>
			А	В	С	1日徐久は町	定性的評価・留意事項等	
1 研修事業の充実	1 研修事業の充実	剰余金の使用等	委員の協	<b>3議により</b> 割	ア定を決定	○本年度においては、剰余金の使途については、該当なし。	_	○剰余金使用の実績なし。
2 調査研究の充実	2 調査研究の充実	の状況						
3 情報提供の充実	3 情報提供の充実							

### その他主務省令で定める業務運営に関する事項

	宮に関9 <b>る争</b> 収 年度計画	評価指標又は評 価項目	評価基準					
中期計画			A	В	С	- 指標又は評価項目に対する実績 	評定	定性的評価・留意事項等
1 人事に関する計画	1 人事に関する計画	人事管理の状況 (以下の状況を 踏まえ、本項目 の総合評価)	委員の協調	義により評	定を決定	○人事管理については、以下のような方針等のもと実施したところであり、今後もその方針に沿って実施することとしている。 ○専門性の強化については、独自採用が困難な組織ではプロパー職員としての人材育成は困難であるため、人事交流の考え方として、例えば、大学での財務・経営担当部署の職員が本センターでの職務により専門性を強化したり、逆に国立大学法人の現場の意見を踏まえてセンターの専門性の強化を図るなど、お互いに職員、組織にとって利点のある人事交流を推進していく予定である。	A	○人事計画に従いつつ、柔軟な組織整備が行われたと評価できる。 ○今後は人事交流と専門性強化との両立を如何に図るかが大きな課題とな ろう。
(1) 方針 ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。	果的な業務の遂行を実現するた	応じた柔軟な組 織体制の構築及 び人事交流の実 施状況	委員の協語	義により評	定を決定	○本年度においては前述のとおり業務量及び業務内容に応じて柔軟な組織体制とした。 ○職員の採用については、小規模の組織であるため人事の停滞を招くおそれが強いこと及びセクションの少なさから当該採用者の人材養成が困難と考えられたことなどから、法人化前においても、すべての職員に関して文部科学省、財務省及び国立大学との人事交流により配置していた。法人化後においても、この考え方を踏襲し、文部科学省、財務省及び国立大学との人事交流により配置した。	A	○適切な人事交流が行われたと評価できる。 ○これまでの経緯もあり、人事交流を通して財務・経営面で国立大学法人を支援するエキスパートの養成と支援体制が育成されることを期待したい。従来の人事交流を踏襲するとしても、今後民間企業等のノウハウも取り入れて活性化することを期待する。
② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。	② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。		委員の協調	議により評	定を決定	〇職員の専門性や意識の向上を図るため、放送大学の授業科目を利用した 研修、人事交流元が主催する係長等研修、国立大学ブロック研修及び (社) 国立大学協会主催の研修に参加させた。	A	○適切な対応と評価できる。
(2) 人員に係る指標 常勤職員数については、抑制 を図る。	(2) 人員に係る指標 常勤職員数については、抑制 を図る。	③人事管理の状 況	委員の協調	義により評	定を決定	○本年度の常勤職員は26名であり、人事に関する計画との変更はない。	A	〇計画に従い、常勤職員数を抑えつつ、柔軟な組織整備・効率的な業務執 行が行われたと評価できる。
2 中期目標の期間を超える債務 負担		中期目標期間を 超える債務負担 の状況	委員の協調	議により評	定を決定	○償還計画に基づき77,129百万円の償還を行った。	A	○計画に従った償還が行われた。
長期借入金	I (単位:百万円)							
区分 H16 H17	H18 H19 H20							
長期借入金 77,129 75,931	78, 403 78, 693 75, 653							
	は期以降 総 債 務 は 還 額 質 還 額							
長期借入金	680, 726 1, 066, 537							